

第 13 回基本問題・影響調査専門調査会 資料 2 に対する

辻村議員からの追加提出意見

第 13 回専門調査会において時間の関係等で指摘できなかった点を含め、改訂に関する意見を列挙してみました。1～3は、口頭で指摘した通りです。よろしくご検討をお願いいたします。

- 1) ①の「取組の推進」の項目に、政治分野を加えるべきである。
- 理由 ①日本の取組としては、政治分野の女性の参画拡大が最重要課題であり、この分野が欠けていれば、今後の取組の前提となる現状認識に問題がある（もしくは、あえて避けた）という印象が強くなる。（周知のとおり、ジェンダーギャップ指数 2014 年版で日本は 104 位であったが、その主要原因が政治分野にあることが明らかとなっている。教育や健康分野が 100 満点で 98 点、経済分野が 61.8 点であるのに対して、政治分野が 5.8 点で一桁であったことを真摯に受け止め、積極的な取組みが求められる）。
- ②従来、本専門調査会が公表した報告書等でも、政治分野・行政分野・雇用分野・科学技術/学術分野を区別してきており（平成 23 年 7 月、12 月）、これと比べても今回なぜ政治分野を扱わないのか説明ができない。とくに、本専門調査会では「政治分野における女性の参画拡大について」（平成 23 年 12 月）という報告書まで提出しており、この分野の重要性や取組みの必要性を十分認識して議論してきたこととの整合性がとれない。
- ③従来、行政が政治分野の問題に立ち入ることに消極的であった理由としては、法律によって強制する韓国等のクオータ制などが政党の自律や結社の自由に反するという反発が強いことが考えられるが、この点も、すでにポジティブ・アクションやクオータ制には多種類あること、多様な措置の中から適切なものを選択して用いるべきことが確認されている。その上、昨今では、国会議員の女性比率問題以外にも、予算を付けて調査をすることで、地方議会の女性議員や女性候補者の増加につなげるための取組みはたくさんある。すでに一部対応が始められている地方議会における産休・育休取得問題、議会におけるセクハラ発言、マタハラなども含め、地方議会と国会を問わず、政治分野での女性の活躍と男女共同参画の現状と課題について調査し、積極的な措置がとれるようなコンセンサスを得たうえで、男女の意識改革を行うために取組みはたくさんあると思われる。これらのことを、予算措置と併せて検討し、取り組むことが必要である。

2) 「民間分野」となっているところは、従来の用法とも整合させるため、「雇用分野」とするほうが妥当であろう（民間の用法はこれまでも存在しているが、分野として成立させ他と対比させることができるは疑問である）。また、「教育分野」となっているところも、実際には理系を中心とした女性研究者等を増やし活躍を促進することが問題となるため、「学術分野」もしくは教育・研究分野等の言葉にするほうが、対象を広げる意味でも好ましい。

3) ポジティブ・アクションは、男女共同参画社会基本法 2 条の積極的改善措置（女性差別撤廃条約では、4 条、暫定的特別措置）であり、第三次基本計画の「喫緊の課題」の筆頭に置かれた重要な課題である。現在進められている「女性の活躍促進法」も、同基本法 2 条を根拠にしているため、一般にはポジ法とも呼ばれており、この視点および用法が本「たたき台」に存在しないことは奇異であるともいえる。この用法を避けた理由が、万一、カタカナ語を用いるのを避ける趣旨や、あるいは（ポジティブ・アクションは優遇措置ないしは逆差別を容認するもので好ましくない、という）一般的な誤解に基づくのであれば、誤解を避ける意味でも、実質的に、積極的改善措置等の言葉にいかえてでも、基本法に基づいた積極的な女性活躍促進のための措置であることを明確にしておく方がよいと考える。

ポジティブ・アクションは、今日では、女性に対する救済のための優遇措置なのではなく、多様性を確保するという社会全体の効用を目指して実施されていることを踏まえて、趣旨を明らかにすべきであろう（アメリカでも、2003 年の Grutter 事件判決以後、アファーマティブアクションを社会的効用論で意義づけており、EU を含め、この見方がスタンダードになっている。これに対して、日本では、いまだに誤解や無理解、先入観に基づく反対論が存在している）。

4) 「たたき台」では、3 で述べたポジティブ・アクションが明記されていないにもかかわらず、逆に、この措置を採用する際に最も慎重であるべき場面である国家試験（司法試験）が明記されているため、これを改める必要がある。（「司法試験合格者に占める女性割合を増加させる取組」については、女性枠＝クオータ制などの場面を想像させ、入学試験や医師免許試験と同様、もっとも逆差別や能力主義との関係が批判され、かつ、スティグマが問題となる領域であり、とくに敏感に反対論が出る問題である）。ここは、司法試験合格者ではなく、法曹界とか、司法分野等に変更することが強く望まれる。

5) 全体として、女性の活躍促進や男女共同参画政策を進める上で必要である「基本データ」が不足しているため、あらためてジェンダー統計を整備するため、予算措置をとる必要がある。(とくにヒヤリングで國井先生から指摘があった科学技術者等についてはデータが存在していない。この点では、日本学術会では現存する3000近い学協会＝協力学術研究団体のデータを掌握しており、また、科学者委員会男女共同参画分科会が女性比率についても調査等をしているため、今後連携が必要であろう。この点で、学術分野の関係省庁には、日本学術会議を担当する内閣府も含めたほうがいいと思われる)。

6) 重点取組事項については総花的になることを避ける必要があるとしても、この種の文書を公表する際には、かならず欠落部分(たとえば女性に対する暴力の撤廃など)が注目され批判の対象となることが考えられる。例えば、女性に対する暴力については、同専門調査会長の立場としても、女性の活躍を推進するうえで、これらの女性に対する暴力の撤廃や、女性の人権侵害を許さない社会全体の意識改革が、根本的な前提(最低条件)となるため、これらの問題に対する認識を示す意味でも、明記しておく必要があると考える。とくに、女性に対する暴力の問題では、ストーカーやDV事案等が凶暴性を増し、他方で若年層を対象としたJKお散歩など、国際的にも社会的にも関心が高まっている状況があるため、これらの実態調査や取組みにも何らかの形で触れておく必要がある。〇〇分野、というくくりの中では、行政分野に含めることも可能であろうし、また、総論的に、最初か最後に、調査が必要な問題の一環として書き込むのもいいと思われる。実態の把握(24時間相談ホットライン)や、女性の人権侵害に対する(男性を含めた)啓発と暴力の防止、加害者更生事業の実施など、調査や実施に予算が必要となるものが多いため、「女性の活躍促進の基盤としての女性に対する暴力撤廃と社会啓発」のための予算化を明記すべきと考える。

この点では、本「たたき台」の冒頭の文章(たとえば「この機を逃さず」等)からは、成長戦略としての経済優先政策と予算化の必要を強調するあまり、大局的な視点が弱まることが危惧される。(この点は、勝間委員が指摘された規範論の不足にも通底するが)、何のための女性活躍促進か、これまでの男女共同参画推進政策とどう関係するのか(女性の活躍促進は、基本法が21世紀の最重要課題として掲げた男女共同参画課題を推進する一つの局面であり、男女共同参画社会を形成する目的のもとで行われていること、そのためには女性に対する暴力の撤廃等の人権侵害の徹底や、社会全体の性別役割分業の変革などの基本的な条件が必要である)という基本的な考え方を、総論として明確にしておくべきではないかと考える。

以上